

令和7年12月

選挙管理委員会

日時 令和7年12月1日（月）
午後4時00分
場所 佐賀市役所本庁7階
選挙管理委員会事務局

会 次 第

1 委員長あいさつ

2 議 事

(1) 在外選挙人名簿の登録抹消について

(2) 令和7年12月定時登録について

(3) 佐賀市選挙管理委員会規程の一部改正について

(4) その他

3 報告事項

4 閉 会

【 議 事 】

1 在外選挙人名簿の登録抹消について

在外選挙人名簿登録者の戸籍変更等通知が別添1のとおりあったため、公職選挙法第30条の11の規定により登録を抹消する。

2 令和7年12月定時登録について

(1) 選挙人名簿の登録者数について

公職選挙法第22条第1項の規定により、令和7年12月1日現在で資格を有する者を登録する。

選挙人名簿登録者数 187,372人 別紙1のとおり

(2) 選挙人名簿の登録抹消者数について

公職選挙法第28条の規定により、死亡者及び転出後4か月を経過した者を選挙人名簿から抹消する。

選挙人名簿抹消者数 1,978人 別紙2のとおり

(3) 50分の1、6分の1、3分の1の数の告示

地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、選挙人名簿登録者数の50分の1、6分の1及び3分の1の数を別紙3のとおり告示する。

50分の1の数 3,748人

6分の1の数 31,229人

3分の1の数 62,458人

(4) 在外選挙人名簿の登録者数について

国外に3か月以上居住している満18歳以上の選挙人は、登録の申請をすることにより、在外選挙人名簿に登録できることになっている。

その登録者数は、別紙4のとおりである。

3 佐賀市選挙管理委員会規程の一部改正について

佐賀市選挙管理委員会規程の一部改正について、別紙5のとおり告示する。

4 その他

【 報 告 事 項 】

選挙人名簿登録者数（佐賀市）

（令和7年12月1日現在）

| 投票区 | 投票所 | 選挙人名簿登録者数 | | |
|-----|----------------|-----------|---------|---------|
| | | 男 | 女 | 計 |
| 1 | 佐大附属中学校体育館 | 1,446 | 1,668 | 3,114 |
| 2 | 赤松小学校体育館 | 2,587 | 2,932 | 5,519 |
| 3 | 昭栄中学校体育館 | 1,712 | 1,844 | 3,556 |
| 4 | 勸興小学校体育館 | 2,315 | 2,819 | 5,134 |
| 5 | 神野小学校体育館 | 2,634 | 3,128 | 5,762 |
| 6 | 循誘小学校体育館 | 2,637 | 3,201 | 5,838 |
| 7 | 鍋島中学校体育館 | 4,825 | 5,464 | 10,289 |
| 8 | 嘉瀬小学校体育館 | 1,838 | 2,260 | 4,098 |
| 9 | 西与賀小学校体育館 | 2,157 | 2,595 | 4,752 |
| 10 | 本庄小学校体育館 | 2,496 | 2,692 | 5,188 |
| 11 | 北川副小学校体育館 | 2,551 | 3,005 | 5,556 |
| 12 | 久保泉小学校体育館 | 1,457 | 1,604 | 3,061 |
| 13 | 金立小学校体育館 | 1,724 | 1,919 | 3,643 |
| 14 | 高木瀬小学校体育館 | 3,981 | 4,690 | 8,671 |
| 15 | 兵庫小学校体育館 | 3,773 | 4,257 | 8,030 |
| 16 | 巨勢小学校体育館 | 1,698 | 1,955 | 3,653 |
| 17 | 芙蓉中学校体育館 | 635 | 740 | 1,375 |
| 18 | 新栄小学校体育館 | 2,573 | 3,079 | 5,652 |
| 19 | 市役所1階市民ホール | 3,427 | 3,905 | 7,332 |
| 20 | 若楠小学校体育館 | 2,721 | 3,246 | 5,967 |
| 21 | 城北中学校体育館 | 1,429 | 1,667 | 3,096 |
| 22 | 開成小学校体育館 | 3,232 | 3,918 | 7,150 |
| 23 | 日新小学校体育館 | 1,738 | 2,039 | 3,777 |
| 24 | 城西中学校体育館 | 1,810 | 1,836 | 3,646 |
| 25 | 城南中学校玄関ホール | 1,478 | 1,743 | 3,221 |
| 26 | 城東中学校体育館 | 2,152 | 2,521 | 4,673 |
| 27 | 諸富北小学校体育館 | 2,070 | 2,331 | 4,401 |
| 28 | 諸富南小学校体育館 | 1,784 | 2,017 | 3,801 |
| 29 | 春日小学校体育館 | 1,855 | 2,192 | 4,047 |
| 30 | 佐賀市役所大和支所 | 1,952 | 2,197 | 4,149 |
| 31 | 春日北小学校体育館 | 2,450 | 2,810 | 5,260 |
| 32 | 大和勤労者体育センター | 2,252 | 2,504 | 4,756 |
| 33 | 松梅公民館大会議室 | 323 | 346 | 669 |
| 34 | 富士小学校体育館 | 427 | 490 | 917 |
| 35 | 佐賀市役所富士支所 | 420 | 458 | 878 |
| 36 | 富士北部コミュニティセンター | 304 | 320 | 624 |
| 37 | 北山東部小学校体育館 | 140 | 140 | 280 |
| 38 | 佐賀市役所三瀬支所 | 428 | 485 | 913 |
| 39 | 南川副小学校体育館 | 2,191 | 2,418 | 4,609 |
| 40 | 西川副小学校体育館 | 2,072 | 2,284 | 4,356 |
| 41 | 中川副小学校体育館 | 1,123 | 1,224 | 2,347 |
| 42 | 大詫間小学校体育館 | 609 | 622 | 1,231 |
| 43 | 東与賀文化ホール | 3,000 | 3,287 | 6,287 |
| 44 | 久保田公民館大会議室 | 2,847 | 3,247 | 6,094 |
| 合計 | | 87,273 | 100,099 | 187,372 |

選挙人名簿登録者数報告(令和7年12月1日現在)

様式1

| 区分 | 令和7年9月1日 定時登録における 名簿登録者数 (A) | (A)に係る 補正登録者数 (B) | (A)後の選挙に係る選挙 時登録者数 (C) | | (C)に係る補正登録者数 (D) | | 随時抹消者数 (E) | 今回定時登録者数 (F) | 今回定時登録日現在に おける 名簿登録者総数 (A+B+C+D-E+F) | 備考 |
|----|---------------------------------------|-------------------------|------------------------------|-----|---------------------|---|---------------|-----------------|---|----|
| | | | 選挙名 | 数 | 選挙名 | 数 | | | | |
| 男 | 87,226 | 0 | 市議 | 538 | | | 1,019 | 528 | 87,273 | |
| | | | 計 | 538 | | 0 | | | | |
| | | | 市議 | 425 | | | | | | |
| 女 | 100,190 | 0 | 計 | 425 | | 0 | 959 | 443 | 100,099 | |
| | | | 市議 | 963 | | | | | | |
| | | | 計 | 963 | | 0 | | | | |
| 計 | 187,416 | 0 | | | | | 1,978 | 971 | 187,372 | |

(備考)

- 1 「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」は、令和7年9月1日の定時登録日から今回定時登録日の間に選挙時登録が行われた場合において、当該登録日に新たに登録された者の数を記入すること。
- 2 「随時抹消者数(E)」は、令和7年9月1日の定時登録日から今回の定時登録日までの間に、死亡または当該市町村の区域外に転出後4ヶ月経過等のため抹消された者の数を合計して記載すること。
- 3 「今回定時登録者数(F)」は、令和7年12月1日現在において名簿被登録資格を有するもので、令和7年12月1日に名簿に新たに登録された者の数を記載すること。
- 4 全て正の数字で記入すること。(マイナスの数字は記入しない。
※「(A)後の選挙に係る選挙時登録者数(C)」欄については、選挙時登録で新たに登録された者の数を記入し、選挙時登録の際に抹消された者の数に他に抹消された者の数と合計して「随時抹消者数(E)」欄に記入すること。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「新法」という。）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに新法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

令和7年12月1日

佐賀市選挙管理委員会
委員長 井上 和 弘

| | |
|-----------------------|----------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 3, 748人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 31, 229人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 62, 458人 |

様式2

在外選挙人名簿登録者数報告(令和7年12月1日現在)

市町名 佐賀市

| | 前回調査時点における名簿登録者数 (令和7年9月1日名簿登録者数) (A) | 前回調査時点以降の登録者数 (B) | 前回調査時点以降の抹消者数 (C) | 今回登録者数 (D) (A)+(B)-(C) | 備考 |
|---|---|----------------------|----------------------|------------------------------|----|
| 男 | 49 | 1 | 2 | 48 | |
| 女 | 89 | 2 | 1 | 90 | |
| 計 | 138 | 3 | 3 | 138 | |

(備考)

1 この報告は、様式1(選挙人名簿登録者数報告)と同日現在で調査し、同期限までに報告すること。

佐賀市選挙管理委員会告示第 号

(案)

佐賀市選挙管理委員会規程（平成17年佐賀市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年12月1日

佐賀市選挙管理委員会

委員長 井上 和 弘

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条</p> <p>4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。</p> | <p>(委員長の選挙)</p> <p>第2条</p> <p>4 委員長が選挙されたときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に変えることができる。</u></p> |
| <p>(委員の退職及び補欠の告示)</p> <p>第7条 委員が退職したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。</p> | <p>(委員の退職及び補欠の告示)</p> <p>第7条 委員が退職したとき、又は委員の欠員を補充したときは、委員会は、その者の住所及び氏名を告示しなければならない。<u>ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に変えることができる。</u></p> |

附 則

この告示は、公布の日から施行する。